

単純労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 29日

河合町長 岡井 康德

河合町規則第 1 号

単純労務職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

単純労務職員の給与の特例に関する規則（平成17年3月河合町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」に改める。

第2条中「100分の1」を「100分の2」に改め、同条ただし書き中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、単純労務職員の給与の支給については、特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年12月河合町条例第17号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。